

「下水道のしおり」広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、松山市公営企業局広告事業実施要綱（平成20年要綱第8号）に定めるもののほか、松山市公営企業局が作成する下水道のしおりへ広告を掲載することに關し、必要な事項を定めるものとする。

(基本的な考え方)

第2条 下水道のしおりに掲載する広告は、社会的信用度の高い情報でなければならないため、広告の表現は、これにふさわしい信用性と信頼性を有するものでなければならない。

(広告掲載の基準)

第3条 下水道のしおりに掲載する広告は、松山市広告掲載基準（平成19年1月5日施行）に適合するものでなければならない。

(広告の大きさ、色数及び掲載位置)

第4条 広告の大きさは、1件当たり縦126ミリメートル、横170ミリメートルとする。

2 広告の色数は、2色（青・白）とする。

3 広告の掲載位置は、下水道のしおり最終ページの松山市公営企業管理者（以下「管理者」という。）が指定した位置とする。

(広告料金)

第5条 広告の掲載料金は、1件当たり10,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

(広告掲載の募集方法)

第6条 管理者は、下水道のしおりに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）を募集する場合は、広報まつやま又は松山市ホームページで公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 申込者は、下水道のしおり広告掲載申込書（様式第1号）に、掲載しようとする広告の原稿を添えて電子メール、郵送又は持参の方法により、管理者に提出しなければならない。

2 申込期間は、仕様書で定めるものとする。

3 同一申込者が申し込むことができる広告は、下水道のしおり発行1回につき、1件限りとする。

(広告掲載の決定)

第8条 管理者は、前条第1項の規定により広告掲載の申込があったときは、その内容を確認し、当該広告掲載の可否を決定するものとする。

2 管理者は、申込者数が予定の枠数を超えたときは、次の順位により掲載の可否を決定するものとする。

- (1) 国、政府関係機関、地方公共団体及びこれらに類するもの
- (2) 市内に主たる事業所、営業所、店舗等を有する中小企業
- (3) 前2号に掲げる以外のもの

3 申込者が同順位で複数いる場合は、抽選等により順位を決定するものとする。

4 管理者は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を、下水道のしおり広告掲載決定通知書（様式第2号）により、申込者に通知しなければならない。

5 前項の規定により広告掲載の決定通知を受けた申込者（以下「広告主」という。）は、その内容を承諾する場合は、承諾書（様式第3号）を管理者に提出しなければならない。

6 広告主は、広告の版下原稿を管理者が指定する仕様に従って制作し、管理者が指定する期日までに提出するものとする。

7 前項の広告の版下原稿は、広告主がその制作に要する経費を負担するものとする。

(広告料金の納付)

第9条 広告主は、広告料金を、管理者の指定する期日までに一括納付するものとする。

ただし、管理者が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告内容等の変更)

第10条 管理者は、広告の内容、デザイン等が松山市公営企業局広告事業実施要綱又はこの要領に抵触していると認める場合は、広告主に対し、その変更を求めることができる。

(広告掲載決定の取消し)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告その他の手続きを要することなく、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定期日までに広告料金の納入がない場合
- (2) 指定期日までに広告原稿の提出がない場合

- (3) 前条の規定による広告内容等の変更を広告主が行わない場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、管理者が広告を掲載することが適切でないと認めた場合
- (広告掲載の取下げ)

第12条 広告主は、理由を付した書面を添えることにより、自己の都合による広告掲載の取下げを申し出ることができる。

- 2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合は、既納の広告料金は返還しないものとする。

(広告料の返還)

第13条 管理者は、広告掲載が決定した後に広告主の責めに帰さない事由により、広告の掲載を取り消したときは、既納の広告料金を返還するものとする。

- 2 前項の規定により返還する広告料金には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第14条 広告主は、下水道のしおりに掲載された広告についての一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告の内容等に係る財産権の全てについて権利処理が完了していることを、管理者に対して保証しなければならない。

- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとする。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和4年1月1日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

下水道のしおり広告掲載申込書

松山市公営企業管理者様

松山市公営企業局が発行する下水道のしおりへの広告掲載を、以下のとおり申し込みます。

申込者	住 所	〒 一
	ふりがな 名 称	
	ふりがな 代 表 者 氏 名	<input type="checkbox"/> 印
	連絡先	T E L
		F A X
		E メ ー ル
	ふりがな 担当者氏名	
業 种		
広 告 の 内 容		
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・ 松山市及び松山市公営企業局の広告関連規定を守ります。・ 松山市の入札参加資格停止・回避の措置は受けていません。・ 松山市税の滞納はありません。・ 松山市公営企業局が市税納付状況調査を行うことに同意します。	
備 考		

様式第2号（第8条関係）

〇〇松（ ）第 号

年 月 日

様

松山市公営企業管理者

下水道のしおり広告掲載決定通知書

年 月 日付でお申し込みいただきました下水道のしおりへの広告掲載につきまして、掲載することと決定しましたので、次のとおり手続きをお願いします。

1 内容の確認

同封の「承諾書（様式第3号）」の内容で広告を掲載しますので、内容をご確認ください。

内容にご了承いただけましたら、承諾書に会社印・代表者印を押し、下記担当までご提出ください。

なお、広告掲載内容に疑義等がある場合は、下記問合せ先までご連絡ください。

※承諾書は、ご提出いただく前に必ず「写し」を取っておいてください。

2 広告掲載料金の支払

承諾書に記載された広告料金を、同封の納付書により、金融機関（郵便局を除く。）で、指定の期日までにお支払ください。

3 広告原稿の作成

(1) 承諾書に記載されたサイズ、色数、データ形式に基づき、広告の版下原稿（確定分）を作成してください。

(2) 広告原稿の上部には、**広告**という表示を必ず入れてください。

4 広告原稿の提出

承諾書に記載された期日までに、以下のいずれかの形で広告原稿の版下及び出力見本を担当者に提出してください。

(1) データの入ったディスク等を担当まで持参又は送付する。

(2) データを担当へメールで送付する。

5 その他

(1) 広告内容の修正をお願いすることがありますので、ご了承ください。

(2) その他広告掲載に関するお問合せは、担当者までご連絡ください。

提出・問合せ先	公営企業局 〇〇課 〇〇担当
	〒xxx-xxxx 松山市〇〇
	電話 089-xxx-xxxx FAX 089-xxx-xxxx
	Eメール xxxx@city.matsuyama.ehime.jp

様式第3号（第8条関係）



承諾書

年 月 日

松山市公営企業管理者様

住 所

名 称

代表者氏名

印

下水道のしおりへの広告掲載に当たり、以下の内容について承諾します。

広告を掲載する面		
広 告 料 金	¥ ○○○○一（税込み）	
広告料納入期限	年 月 日	
広告原稿提出期限	年 月 日	
広告原稿の サイズ及び色数	縦126mm×横170mm	2色（青・白）
広告原稿の データ形式	WORD等	
広告掲載に関する 注 意 事 項	<p>① 広告主は、広告の内容等、掲載される広告に関する一切の責任を負うこととします。</p> <p>② 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決することとします。</p> <p>③ 広告の内容は、松山市公営企業局の指示に従うこととします。</p> <p>④ その他、松山市及び松山市公営企業局の広告関連規定を守ります。</p>	
備 考		